

「大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」を廃止する要綱

「大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」(令和3年8月6日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年12月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、「大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」に基づき交付の決定を受けた補助事業の取扱いについては、なお従前のとおりとする。